

冬のフェスティバル

— 笑いと映画で心ポカポカ —

12月7日
(土)

第1部 14:00～ (開場 13:30)

講演会

「木久蔵流 ～笑うが一番～ 笑いを通じて人権を考える」

(講演時間 90 分)

講師：林家 木久蔵 さん (落語家)

古典落語を中心に演じ、TV、落語会、講演会等と幅広く活躍されている落語家の林家木久蔵さんに、笑いを通じて「人権の大切さ」をご講演いただきます。

手話通訳・要約筆記あり



12月8日
(日)

第2部 10:00～ (開場 9:30)

映画

「オレンジ・ランプ」

(上映時間 99 分)

妻・真央と二人の娘と暮らす39歳の只野晃一は、充実した日々を送るカーディーラーのトップ営業マン。そんな彼に、顧客の名前を忘れるなどの異変が訪れる。下された診断は、「若年性アルツハイマー型認知症」。驚き、戸惑い、不安に押しつぶされていく晃一は、とうとう退社も決意する。心配のあまり何でもしてあげようとする真央。しかし、ある出会いがきっかけで二人の意識が変わる。「人生を諦めなくていい」と気づいた彼ら夫婦を取り巻く世界が変わっていく…。

出演：真地谷ほり、和田正人

日本語字幕



(c)2022「オレンジ・ランプ」製作委員会

第3部 14:00～ (開場 13:30)

映画

「夜明けのすべて」

(上映時間 119 分)

月に一度、PMS (月経前症候群) でイライラが抑えられなくなる藤沢さんはある日、同僚・山添くんのある小さな行動がきっかけで怒りを爆発させてしまう。だが、転職してきたばかりにもかかわらず、やる気が無さそうに見えていた山添くんもまたパニック障害を抱えていて、様々なことをあきらめて、生きがいの気力も失っていたのだ。職場の人たちの理解に支えられながら、友達でも恋人でもないけれど、どこか同志のような特別な気持ちが芽生えていく二人。いつしか、自分の症状は改善されなくても、相手を助けることはできるのではないかなと思うようになる。

出演：松村北斗、上白石萌音

日本語字幕、日本語音声ガイドあり

※日本語音声ガイド：映画のシーンに合わせて、情景描写などストーリーに必要な情報を伝える音声が発着口同様会場内に流れます。あらかじめご了承ください。



(c)瀬尾まいこ / 2024「夜明けのすべて」製作委員会

費用 無料

定員 各回750名
(当日先着順)

対象 市内在住・在勤・在学の方

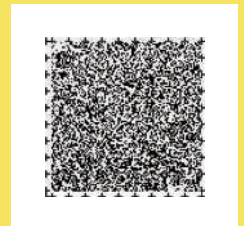
※満員になった場合は、入場をお断りさせていただきます。
※作品ごとの入れ替え制です。お荷物はすべて持ってご退場ください。

会場 こじょう 鯉城ホール

住所 中区栄一丁目 23-13
伏見ライフプラザ5階

アクセス 地下鉄「伏見駅」
5番出口より南へ 350m

※駐輪場・駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
※館内での飲食はご遠慮ください。
※時間や内容は予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。
※中止の場合、ソレイユプラザなごや公式ウェブサイト、名古屋おしえてダイヤルに中止のお知らせを掲載します。
※ご参加にあたり配慮が必要な方はあらかじめお申し出ください。



このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。

12月4日(水)－10日(火)は 人権週間です

1948年12月10日に、世界中の全ての人が自由・平等に生きていく権利を宣言した、「世界人権宣言」が採択されました。わが国では、「世界人権宣言」採択を記念して、12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定めています。

人権とは、わたしたち一人ひとりが幸せに人間らしく生きていくために、生まれながらにもっている基本的な権利です。この機会に、人権について考えてみませんか？

人権相談窓口のご案内

法務省「みんなの人権 110 番」
(全国共通人権相談ダイヤル)

 **0570-003-110** (平日 8:30～17:15)

※インターネット（メール）でも相談可能です。

このほか、なごや人権啓発センター「ソレイユプラザ」(052-684-7017)でも人権問題に関する一般的な相談、情報提供や相談窓口のご案内を行っています。

様々な差別の解消に向け制定された法律

「障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律」

平成28年4月1日施行、令和6年4月1日改正法施行

「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求め、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

「本邦外出身者に対する 不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律」

平成28年6月3日施行

不当な差別的言動は許されないことを宣言し、人権教育と人権啓発などを通じて、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することとしています。

「部落差別の解消の 推進に関する法律」

平成28年12月16日施行

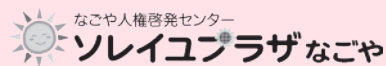
現在も部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、この差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。



ソレイユプラザなごやは、市民の皆さま一人ひとりが人権問題を身近に感じ、行動できるきっかけとなるよう、様々なイベントを開催しています。また、車いす体験や高齢者、妊婦などの様々な立場の人の疑似体験ができます。みて、ふれて、体験して、楽しく人権について学べる施設です。ぜひお越しください。



問合せ



〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ12階

 **052-684-7017** / FAX 052-684-7018

Email a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

URL <https://www.jinken.city.nagoya.jp>

ホームページ

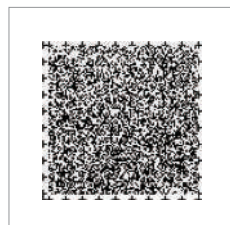


公式 X



休館日 月曜日 (休日の場合はその直後の平日)

開館時間 9:00～17:00



このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。